○国土交通省告示第六百七十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｆ－461号	防火戸（B15級）	ＭＳ－Ｂ15－３	株式会社西日本メタル工業	長崎県長崎市田中町416番地

○国土交通省告示第六百八十号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5050号	第一種船橋航海当直警報装置	ｉＷＡＳ－100（Ｊ）	伊吹工業株式会社	大阪府大阪市旭区高殿１丁目７番28号
第5051号	第二種船橋航海当直警報装置	ｉＷＡＳ－200	〃	〃

○国土交通省告示第六百八十一号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5052号	第一種船橋航海当直警報装置	ＷＡＳ－1000	東京計器株式会社	東京都大田区南蒲田２丁目16番46号

○国土交通省告示第六百八十二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十三年六月三日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第5053号	第一種船橋航海当直警報装置	ＢＲ－500	古野電気株式会社	兵庫県西宮市芦原町９番52号

○国土交通省告示第六百八十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十三年五月三十一日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年六月二十八日

国土交通大臣　大畠　章宏

型式承認番号	物件の名称	物件の型式	製造者の名称	型式変更の内容
第4467号	船外機（小型船舶用）	00502 F	THAI SUZUKI MOTOR CO.,LTD	① ギヤの材質の変更 ② ドックラッチの材質の変更 ③ 気化器の変更 オプションとしてギヤの材質の追加
第4603号	〃	00992 F	〃	00992 Fに同じ ① ギヤの形状及び材質の変更 ② ドックラッチの材質の変更
第4604号	〃	01503 F	〃	00801 Fに同じ
第4943号	〃	00801 F	〃	00994 Fに同じ
第4944号	〃	00994 F	〃	00801 Fに同じ

○海上保安庁告示第百三十号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定に基づき、大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示等の一部を改正する告示

（大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第一条　大阪湾海上交通センターが運用する江埼船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「江埼船舶通航信号所」の次に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「江埼船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第四条第一項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(2)中「江埼灯台から三百二十八度三十分に陸岸まで引いた線、」の次に「雁子岬、」を加え、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「江埼船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

（関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部改正）

第二条　関門海峡海上交通センターが運用する門司船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示（平成二十二年海上保安庁告示第百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「門司船舶通航信号所」の次に「（以下「信号所」という。）」を加える。

第三条（見出しを含む。）中「門司船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第四条第一項中「航路標識」を「信号所」に改め、「、ファクシミリ」を削り、同条第二項中「航路標識」を「信号所」に改め、同項第二号イ(1)中「門司船舶通航信号所」を「信号所」に改める。

第七条中「、ファクシミリにあってはファクシミリ番号」を削る。

別表中「ファクシミリ」の項を削る。

○海上保安庁告示第百三十一号

船舶気象通報規程の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十三年七月一日から施行する。

平成二十三年六月二十八日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

船舶気象通報規程の一部を改正する告示

船舶気象通報規程（昭和二十九年海上保安庁告示第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「海上保安部」の次に「若しくは第三管区海上保安本部」を加える。

別表第二清水海上保安部の項中「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/shimizu/kisyou」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimizu/kisyou.html」に改め、同表下田海上保安部の項中「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/shimoda/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/shimoda/kisyou.html」に改め、同表横須賀海上保安部の項中「（電話）046―860―0177」を削り、「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/yokosuka/kisyou/」を「http://www6.kaiho.mlit.go.jp/03kanku/yokosuka/kisyou.html」に改め、同項の次に次のように加える。